

総務委員会 委員会視察報告

令和5年11月28日

委員長 藪原 太郎

視察行程 令和5年10月11日から同月13日まで
10月11日 兵庫県姫路市
姫路駅北駅前広場の整備について
10月12日 兵庫県芦屋市
入札監視委員会について
奈良県生駒市
市民投票制度について
10月13日 三重県桑名市
コラボ・ラボ桑名について

視察者 委員長 藪原太郎
副委員長 橋本しげき
委員 大野あつ子、深田貴美子、小美濃安弘、与座 武、深沢達也

総務委員会（令和5年10月11日から同月13日まで）

日時	令和5年10月11日 午後1時30分から午後3時30分まで
視察先	兵庫県姫路市
テーマ	姫路駅北駅前広場の整備について
目的	武蔵野市は吉祥寺駅南口駅前交通広場の整備や三鷹駅北口ロータリーリニューアルなどの事業が控えている。全国的にも評価の高い姫路駅周辺整備事業の成功例を参考に今後に活かしていくため、姫路駅周辺整備事業における取組についてのお話を伺った。
内容	<p>1 都市計画変更案を白紙に</p> <p>平成20年、姫路市は都市計画変更案（市素案）を発表、市素案について、交通空間や交通施設整備、歩行者空間、環境、にぎわい機能に対し（良い、どちらともいえない、悪い）を選択するアンケート形式による意見募集を行った。</p> <p>その結果、なんと回答の7割が「悪い」</p> <p>アンケートの結果を受け、各種団体からの提案を求める。</p> <p>そして4案、姫路市商店街連合会、姫路商工会議所 姫路駅周辺特別委員会、姫路駅西地区「まちづくり」協議会、市議会創夢会（会派）からそれぞれ提案がなされた。</p> <p>元々の市の案は交通渋滞の解消などに重点を置いたものだったが、提案された案はどれも駅前のにぎわいなどに重点が置かれており、最終的に市は市素案を白紙撤回。提案された案や様々な意見を集約し、新たな計画を作る決定をした。</p> <p>一般的に行政がある程度完成している素案などを白紙に戻すことはない。この事業での白紙撤回は異例中の異例といえるが、結果的にそれが良い結果をもたらすこととなった。</p> <p>2 姫路駅北駅前広場整備推進会議</p> <p>新たな計画を作るにあたっては、関わる様々な団体を巻き込んだ推進会議が開かれた。</p> <p>(1) 関係各種団体が推薦する者</p> <ul style="list-style-type: none">・姫路商工会議所・姫路市商店街連合会・姫路駅西「まちづくり」協議会・大手前通りまちづくり協議会 <p>(2) 交通事業者が推薦する者</p> <ul style="list-style-type: none">・山陽電気鉄道株式会社・神姫バス株式会社・社団法人 兵庫県タクシー協会・西日本旅客鉄道株式会社 <p>(3) 関係権利団体</p> <ul style="list-style-type: none">・西日本旅客鉄道株式会社・株式会社姫路駅ビル・株式会社山陽百貨店・株式会社しらさぎ <p>(4) 関係行政機関</p>



- ・兵庫県姫路警察署
- ・兵庫県中播磨県民局

(5) アドバイザー

- ・姫路市都市景観アドバイザー
- ・兵庫県県土整備部
- ・兵庫県警察本部
- ・姫路市議会 姫路駅周辺整備特別委員会

それぞれの団体がそれぞれに意見を出し合い、17回の会議を経て最終的な計画案が作られた。

3 基本コンセプト

～ 輝き続ける城下町姫路の新たな顔 ～

「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」

- ・江戸時代に今の技術があったらどんなものを作るだろうという視点



駅正面に姫路城を臨み、そして在来線のホームからも新幹線のホームからも姫路城を見ることができる。それぞれ利害関係にある団体が対立しつつも最終的に合意形成に至った背景には明治大学の小林正美教授の活躍があった。対立する団体間であっても教授が丁寧に説明をすることで、そういうことであれば、と少しずつ相互理解が深まっていったそうだ。

公共スペースのデザインを市民とのワークショップを重ねながら実現した国内では珍しいケース。駅前といえば一般的には交通広場となりがちだが、ここでは姫路城と歩行者が中心。日本初のトランジットモールを実現し、交通のための場所から人々が歩いて楽しめる駅前広場を作り出すことに成功した。

成果（参考になった点）、課題等

根気よく市民とのワークショップを重ねて作る手法は時間はかかるが、地元のニーズに応えられるような計画を立てるためには重要な手法。また、トランジットモールは吉祥寺駅周辺との相性も良さそうに感じた。

武蔵野市とは規模こそ違えど、その進め方について大いに参考となる事例であった。

総務委員会（令和5年10月11日から同月13日まで）

日時 令和5年10月12日 午前9時30分から午前11時まで

視察先 兵庫県芦屋市

テーマ 入札監視委員会について

目的 入札を公正なものにするための入札監視委員会について、その役割や機能についての知見を得るため。

内容

芦屋市では平成13年に、公共工事を巡る収賄事件があったことから入札監視委員会を設置した。

そして、再び事件が発生。平成22年、下水道処理場において同一の事業者随意契約で発注、見返りに金品を受け取っていたというものだ。こうした事件が起きると行政は大変な損失が起きてしまう。競争性、透明性、公正性を守りつつ、疑念の生じないような事務執行が求められる。

これらの事件を風化させることのないよう職員も常に意識をしている。また、庁内の電子掲示板で各地で起きた事件を共有、意識啓発にも力を入れている。

1 構成

弁護士2、公認会計士1又は税理士1で構成されており、年に2回ほど開催。抽出した案件について徹底調査。その議事録を公開している。

2 1社入札の禁止

一般競争入札においては1社入札を認めていない。このことは規約で規定しており昭和62年から継続している。

1社入札を認めないというケースはそれほど多くなく、苦勞も多い。当然だが入札不調も増えるが競争性の確保のため、この点については議論もあるが安易な緩和は行わない。



成果（参考になった点）、課題等

一たび事件や事故が起きれば、市の信用失墜など取り返しのつかない損失につながる。転ばぬ先の杖としての機能は期待ができる。

総務委員会（令和5年10月11日から同月13日まで）

日 時	令和5年10月12日 午後1時45分から午後3時45分まで
視察先	奈良県生駒市
テーマ	市民投票制度について
目 的	生駒市では平成26年6月に生駒市市民投票条例が制定された。現在、武蔵野市は自治基本条例に基づき、住民投票条例制定に向けた論点整理などを行っている。実際に制定されている生駒市に制定までの過程や経緯を伺い参考にしたい。
内 容	<p>条例制定に向けた起点は平成14年2月。学研高山地区第2工区の開発に対し、市民の会が結成され、同開発に関する住民投票条例制定運動が開始された。</p> <p>同開発に関する住民投票条例の制定を求める直接請求が行われ、平成15年11月の臨時議会に住民投票条例（案）が提出されたが議会で否決。</p> <p>平成18年1月、学研高山地区第2工区の開発の白紙撤回を掲げた新市長が当選。公約どおりに計画は白紙に。</p> <p>これ以降、新市長のマニフェストに常設型住民投票の制度策定等が掲げられるようになった。</p> <p>平成21年6月には自治基本条例（案）が全会一致で可決され、制定された。</p> <p>市長改選（二期目）を経て平成22年2月、市民自治推進会議にて基本的な事項を検討。庁内検討プロジェクトチームで素案を作成し推進会議と連携し、条例（案）を作成。</p> <p>平成22年11月、住民投票条例設置に向けたパブリックコメントを実施、1,641名より意見が集まった。パブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none">意見提出状況：1,641名（うち市民189名）<ul style="list-style-type: none">うち、パブリックコメント手続に基づく意見 977名その他手法（問合せメール、電話、携帯メールなど）による意見 644名 <p>パブリックコメント等の意見において、市民投票条例は、外国人参政権と同じであり、憲法違反との抗議意見が多数あった。コピペと思われる同じ文面の抗議文も多数。</p> <p>市長改選（三期目）を経て、平成26年6月定例会において、条例（案）が賛成多数で可決した。</p> <p>【生駒市の市民投票制度】</p> <ol style="list-style-type: none">市民投票条例 市政の重要事項について、直接市民の意見を確認する制度として市自治基本条例に規定する市民投票の実施に関し、必要な事項を定めて条例化（平成26年6月制定 平成29年4月施行）投票の対象 市民の福祉に重大な影響を与えるもの又は、与える可能性があるもの。投票資格者 満18歳以上の日本人と定住外国人（永住者・特別永住者）で、それぞれ引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者。 永住者以外の在留資格により滞在する定住外国人で、引き続き5年を超えて市の住民基本台帳に記録されている者。投票の請求・発議 市民、議会、市長の三者が請求、発議ができる。

市民の請求は、投票資格総数の1/6以上の署名が必要。

議会は、議員定数の1/12以上の賛成により提案、かつ出席議員の過半数の議決が必要。

市長は自ら発議ができ、事案に応じて市民自治推進委員会に意見を求める。

5 投票の結果を尊重

賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の1/4以上のとき、議会、市長は投票結果を尊重しなければならない。

6 常設型の市民投票

市民投票には「常設型」と「個別型（非常設型）」の二種類があり、生駒市は「常設型」として行なっている。

7 市民投票システムを構築

いつ実施されても対応できるように、名簿作成、管理システム及び投票システムを構築

※令和4年度からは予算化せず都度補正予算で対応

8 事務遂行

「生駒市市民投票に係る事務の委任に関する規則」で、事務は選挙管理委員会へ事務委任している。

市民投票制度は施行から10年が経過するが一度も使われていないとのこと。これまで市民投票制度が使われていないということは、行政が市民の声にしっかりと耳を傾けているとも判断できるかもしれない。

成果（参考になった点）、課題等

まちの自然環境を守るため立ち上がった市民運動の流れが制定の背景にあったこと。一方、条例制定後10年を経て実施されていないことを考えると、日々の市政運営において市民の声に耳を傾ける姿勢や実績が反映される、との見方もできる。

総務委員会（令和5年10月11日から同月13日まで）

日時 令和5年10月13日 午前10時から正午まで

視察先 三重県桑名市

テーマ コラボ・ラボ桑名について

目的 武蔵野市における公民連携事業は、これまで絶賛できるような成功例がなく、成功例として三重県桑名市でコラボ・ラボ桑名（公民連携ワンストップ対話窓口）についてのお話を伺った。

内容

コラボ・ラボ桑名は公と民の連携（コラボ）の研究所（ラボラトリー）を意味しており、社会課題や地域課題を解決することを目的として、民間事業者との対話により連携を進めるための公民連携ワンストップ対話窓口とのこと。

この窓口「コラボ・ラボ桑名」は民間事業者等と行政をつなぐパイプ役として、民間事業者と桑名市各部署との調整を行い、公民連携に社会的・地域的課題の解決、市の活性化などを図ることを歳出抑制・歳入確保・市民サービス向上の観点から目指す。

こうしたことから、様々な各種手法を活用し、課題解決に向けた総合的な提案があった場合は、優先的に交渉し提案の実現の可能性を探る。

桑名市における公民連携の成功の鍵は

- ・固定概念にとらわれない（前例がないという理由で断らない）
 - ・民間ノウハウを最大限生かす
 - ・提案対話は断らない
 - ・提案事業者を大切（上下関係ではなく対等な関係）にする
 - ・行政と民間の壁を壊す
- とのこと。



成果（参考になった点）、課題等

桑名市が市を挙げて公民連携に対して、前のめりと感じられるほど積極的に取り組んでいると感じられた。武蔵野市では、正直なところ大成功と言える例はなく、桑名市の取組姿勢など、民間からの提案に対する積極的な姿勢は大いに参考にしたい。